

(平成23年1月26日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

山梨国民年金 事案 316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 1 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 19 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 39 年 2 月から 46 年 3 月まで

私は、国民年金保険料については未納が無いように対応してきたので申立期間について未納とされていることに納得できない。申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月 4 日に A 県 B 市において国民年金手帳記号番号の払い戻しを受け、39 年 2 月 8 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、この時点において、申立期間のうち、45 年 1 月から 46 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能である。

また、申立人は、申立期間以降 60 歳まで国民年金保険料の未納は無く、その妻は国民年金保険料を 480 か月完納するなど、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと認められる上、申立人の過年度納付が可能であった期間について妻の国民年金保険料は納付済みとなっており、資力に問題があった様子もうかがえないことから、過年度納付が可能な昭和 45 年 1 月から 46 年 3 月までの保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

一方、申立期間のうち昭和 39 年 2 月から 44 年 12 までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 1 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 317

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 53 年 4 月から 59 年 3 月まで

申立期間の保険料を追納したのにその記録が無い。当時の家計簿を兼ねた手帳も所持しているので納付したことを探してほしい。

第3 委員会の判断の理由

婚姻後の申立人及びその妻の国民年金に係る加入及び納付状況並びに申立期間の保険料を追納するに至る申立人の申述内容は、オンライン記録とも一致しており、信憑性が認められる。

また、A市の国民年金被保険者名簿で確認できる申立期間後の昭和 59 年 4 月から平成 2 年 3 月までの保険料は、夫婦共に同一日かつ納付期限内に現年度納付している上、その後の厚生年金保険と国民年金との切替手続を適正に行っており、年金制度をよく理解し、納付意欲の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、保険料の免除申請を行った際に市役所から受け取った手書きの横長でカーボン紙の複写になった納付書により納付したとしており、社会保険事務所（当時）で使用されていた納付書とも一致している。

加えて、妻の手帳に記載されている納付したとする金額も申立期間を追納するのに必要な金額とほぼ一致している上、納付したとする日も申立期間の保険料の追納可能な期間内である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 318

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年11月から41年3月まで
② 昭和44年1月から同年3月まで

親も妹も納税組合に入っており、私の国民年金保険料は母親が納付してくれていた。当番が保険料を集金すると、納税組合長がまとめて市役所の窓口に納付していた。きちょうめんな組合長だったし、一人でも未納者がいると、その年は慰安会が実施できず、皆に迷惑を掛けことになるので、未納は考えられない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、国民年金制度発足当初から任意加入をし、全期間納付しており、申立人も、任意加入を含め申立期間以外は全期間納付していることから、家族の納付意識は高いことがうかがえる。

また、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を納税組合で母親と一緒に納付しており、当該組合が、年度途中である昭和44年1月から同年3月までの保険料を申立人の分のみ3か月除いて集金する理由は見当たらぬことから、申立人は当該期間の保険料を納付したものと推認される。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号払出日が昭和41年10月25日であることから過年度保険料となり、納税組合では集金できない期間である上、申立人は社会保険事務所(当時)の窓口での一括納付の記憶は無く、ほかに申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨厚生年金 事案 451

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 9 月 1 日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（24 万円）であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 24 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 1 日までの期間及び 17 年 9 月 1 日から 19 年 7 月 1 日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額に係る記録を 10 年 10 月から 11 年 9 月までは 36 万円、17 年 9 月から 18 年 8 月までは 19 万円、同年 9 月から 19 年 6 月までは 18 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 7 月 1 日から 12 年 12 月 1 日まで

② 平成 16 年 9 月 1 日から 19 年 7 月 1 日まで

年金事務所の窓口において、A 社及び B 社に勤務していた当時の標準報酬月額が、給与支給額に比べて低過ぎることを知った。その当時の給料明細書が有るので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録において、申立人の申立期間②のうち、平成 16 年 9 月から 17 年 8 月までの期間の標準報酬月額は、当初、24 万円と記録されていたところ、17 年 2 月 24 日付けで、16 年 9 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人を除く同僚 3 人についても申立人と同様に、平成 17 年 2 月 24 日付けで、標準報酬月額を遡及訂正する処理が行われている。

さらに、B社に係る滞納処分票により、当該事業所は申立期間において社会保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、申立人から提出された申立期間に係る給料明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、平成17年2月24日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無い上、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の16年9月から17年8月までの標準報酬月額については、24万円に訂正することが必要である。

2 申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成10年10月1日から11年10月1日までの期間及び申立期間②のうち、17年9月1日から19年7月1日までの期間の申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給料明細書において確認できる保険料控除額から、10年10月から11年9月までは36万円、17年9月から18年8月までは19万円、同年9月から19年6月までは18万円とすることが妥当である。

なお、A社及びB社における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出でおらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間①のうち、平成10年7月から同年9月までの期間及び11年10月から12年11月までの期間の標準報酬月額については、これら期間に係る給料明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

山梨厚生年金 事案 452

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和53年10月21日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正11年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年8月31日から同年10月21日まで

昭和53年10月に親会社であったB社が倒産したことにより、当時勤務していたA社も連鎖倒産したが、厚生年金保険の資格喪失日が同年8月31日になっている。当時の雇用保険の書類が見つかり、同年10月まで勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められるとともに、源泉徴収票に記載された社会保険料額から、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立人は昭和53年8月31日に被保険者資格を喪失しており、申立期間当時当該事業所に勤務していた49人の同僚のうち46人が申立人と同日に被保険者資格を喪失しているが、それぞれの被保険者原票には、同年11月9日に被保険者証を返納した記載があることから、当該喪失処理は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月21日の後の同年11月に行われたものと考えられる上、同年10月21日まで被保険者資格が継続している同僚については、同月に健康保険の給付を受けていることが確認できることから、当該喪失処理を行ったに当たり、社会保険事務所が健康保険給付の受給の有無を確認した上で資格喪失日を決定したと考えられ、社会保険事務所の関与が強くうかがわれる。

また、申立人と被保険者資格の喪失日が同一日の複数の同僚が、「C県のB社が昭和 53 年 10 月末に倒産したため、A社も突然連鎖倒産した。従業員は皆会社で張り紙を見て倒産を知ったので、同年 8 月に退職してはいない。倒産まで工場は普通に稼働していた。」と証言していることから、A社における資格喪失日以降においても、申立人が同社に継続して勤務していたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、倒産時の状況について、「社会保険料は手形振出により納付していたので、突然の倒産により、社会保険料に未納が生じたのではないかと思う。会社の手続をしていた社会保険労務士から、社会保険事務所で未納になった社会保険料を清算するという話を聞いた。」と供述しており、当時の取締役は、「倒産時には債権者による取立て騒ぎなどの混乱があり、厚生年金保険を脱退した経過は分からぬ。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 53 年 8 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録から、同年 10 月 21 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 53 年 5 月の社会保険事務所の記録から、18 万円とすることが妥当である。

山梨厚生年金 事案 453

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年5月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を4万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和43年8月及び同年9月は6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月1日から同年8月1日まで
② 昭和42年8月1日から44年10月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和42年8月1日となっているが、給与明細書では、同年5月から厚生年金保険料が控除されている。また、同年8月1日から44年10月1日までの期間の標準報酬月額は、当時の給料の額と比べて差があり過ぎるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、ま

た、事業主も死亡しているため、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の申立期間①に係る当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②のうち、昭和43年8月及び同年9月は6万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

一方、申立期間②のうち、昭和42年8月から43年7月までの期間については、申立人から提出された給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額は、オンライン記録による標準報酬月額より低額であり、また、同年10月から44年9月までの期間については、申立人から提出された給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額は、オンライン記録による標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

山梨厚生年金 事案 454

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和 53 年 4 月 1 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、17 万円とする必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 5 月 1 日まで

私は A 社の会社起業時から勤務しており、試用期間が過ぎ正社員となつた昭和 53 年 4 月 1 日から社会保険に加入し保険証も受け取り、それ以後厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において継続して A 社に勤務していたことは、雇用保険加入記録及び元同僚の証言から認められる。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によると、当該事業所は、昭和 54 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、当該事業所は、昭和 53 年 4 月 1 日に新規適用事業所としての事業所記号及び告知番号が払い出された後、「誤記」として当該新規適用事業所としての記録が抹消されており、54 年 5 月 1 日に新規適用事業所として、再度当該記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、当該事業所は、昭和 53 年 4 月 1 日において、法人格を有していることが確認できることから、適用事業所としての要件を満たしていたものと推認できる。

さらに、当該事業所が、適用事業所としての記録を取り消されていることについて、B 事務センターでは、当時の資料が残っていないため不明と回答

している。

加えて、申立人と同時に当該事業所に入社した元同僚の健康保険任意継続被保険者の記録では、当該事業所において正社員となったとする 53 年 4 月 1 日にその資格を喪失していることが確認でき、資格喪失事由は、被保険者原票に「一般の被保険者となったため」と記載されている。

これらのことから、社会保険事務所が、A 社における新規適用事業所としての記録を取り消す合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、同社が適用事業所となった日は、昭和 53 年 4 月 1 日であると認められ、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、同日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 54 年 5 月の社会保険事務所の記録から 17 万円とすることが妥当である。

山梨国民年金 事案 319

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 56 年 6 月から 60 年 3 月まで

「国民年金は学生でも 20 歳になったら入りましょう。」と勧奨され、20 歳時に加入し、両親が納税組合を通して保険料を納付していた。しかし、オンライン記録では加入が 24 歳（昭和 60 年）からとなっていて納得がいかない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 56 年＊月に、両親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたと主張している。

しかし、申立人が保管している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者になった日が昭和 60 年 4 月 1 日と記載されており、国民年金手帳記号番号は、61 年 1 月 16 日に払い出されていることから、20 歳（昭和 56 年＊月）から加入したという状況は見られない。

また、学生の国民年金の強制適用は平成 3 年 4 月から施行されており、当時学生であった申立人の申立期間は、任意加入の期間となるため、遡って任意加入の被保険者とはなり得ず、保険料も納付することはできなかった。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

山梨厚生年金 事案 455

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 15 年 生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 46 年 1 月 21 日から同年 2 月 21 日まで

A 社を退職し、翌日からすぐに B 社（現在は、C 社）に勤務していた。

申立期間にどちらの事業所へ勤務していたのかは不明だが、1か月間仕事をしていなかったということはないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社を退職し、翌日からすぐに B 社に勤務していた。申立期間にどちらの事業所へ勤務していたのかは不明だが、1か月間仕事をしていなかったということはない。」と主張しているが、同僚照会により申立人が申立期間においていずれの事業所に勤務していたかの証言を得ることはできなかった。

また、A 社において申立人と同一日の昭和 46 年 1 月 21 日に資格喪失した記録のある同僚に聴取したが、申立人の退職時期についての記憶は無く、同僚自身の資格喪失日に誤りがあるとの証言も無い上、同僚及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、同年 2 月 1 日に健康保険被保険者証を返納した記載があることから、同年 1 月 21 日に資格喪失したとする事業所の喪失処理に不自然な点はみられない。

さらに、B 社の人事記録によれば、申立人の入社年月日は、昭和 46 年 2 月 21 日と記載されており、同日は雇用保険の資格取得日及び厚生年金保険の被保険者資格取得日とも一致している。

加えて、B 社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人と同一日の同僚は既に死亡しており、申立人の入社時期及び当時の事業所における社会保険加入状況について聴取することができない上、当該事業所は、「申

立期間当時、採用時に試用期間があったかについては不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 456

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 2 月頃まで

私は、A 所を卒業後、B 事業所に勤務したが、同事業所に勤務していた時の厚生年金の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 所に係る資料を保管している C 大学の資料により、申立人は昭和 35 年 3 月に同所を卒業し、同年 4 月 1 日に B 事業所に就職したことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、B 事業所の所在地を管轄する法務局において、当該事業所に係る商業登記簿謄本は確認できず、事業主の所在も不明のため、申立期間に係る厚生年金保険の適用及び申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間当時、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを確認できる関連資料や周辺事情もほかに見当たらぬ。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。